

乙第44号議案から  
乙第46号議案まで

# 令和4年第1回沖縄県議会(定例会)議案 (その5)

令和4年3月1日提出

沖 縄 県



# 目 次

議案番号	議 案 名	ページ
乙第44号議案	沖縄県特別職に属する常勤の職員の期末手当の特例に関する条例	1
乙第45号議案	沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	2
乙第46号議案	沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例の一部を改正する条例	6



## 沖縄県特別職に属する常勤の職員の期末手当の特例に関する条例

令和4年6月の特別職に属する常勤の職員の期末手当の支給についての次に掲げる条例の規定の適用については、これらの条例の規定中「100分の155」とあるのは、「100分の150」とする。

- (1) 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）第7条
- (2) 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和59年沖縄県条例第27号）第4条

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年3月1日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 理 由

期末手当に係る支給割合を引下げ改定する沖縄県の一般職の職員との均衡を考慮し、特別職の常勤の職員の令和4年6月に支給する期末手当に係る支給割合を引き下げる措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正)

**第1条** 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の110」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の110」を「100分の102.5」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

(沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

**第2条** 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第3条** 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「管理職員又は」を「管理職員が」に、「) 又は」を「) が」に、「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

**第4条** 沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条中沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第2項の改正規定（「管理職員又は」を「管理職員が」に、

「)又は」を「)が」に改める部分に限る。)及び次項(第1号ウに係る部分に限る。)の規定は、公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例(令和4年沖縄県条例第 号)の施行の日又はこの条例の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の沖縄県職員の給与に関する条例(第1号イにおいて「新給与条例」という。)第27条第2項(同条第3項、第2条の規定による改正後の沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条第3項又は第3条の規定による改正後の沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び沖縄県職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第27条第4項から第6項まで(沖縄県職員の育児休業等に関する条例(平成4年沖縄県条例第6号)第15条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第35条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年沖縄県条例第2号)第4条第1項又は沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年沖縄県条例第45号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者、沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和47年沖縄県条例第96号)第1条に規定する知事等(第3号において「知事等」という。)及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例(昭和59年沖縄県条例第27号)第1条に規定する秘書(第3号において「秘書」という。)をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イからエまでに掲げる職員以外の職員 130分の15

イ 新給与条例第27条第2項に規定する特定幹部職員(次号イにおいて「特定幹部職

員」という。) 110分の15

ウ 公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例第3条の規定による改正前の沖縄県職員の給与に関する条例第27条第2項に規定する大学の学長 167.5分の10

エ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員若しくは同条第2項に規定する第2号任期付研究員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。） 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定幹部職員 62.5分の10

(3) 知事等又は秘書 155分の10

3 令和3年12月に沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第57号）、沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号）その他の人事委員会規則で定める条例に規定する期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者、沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）第1条に規定する知事等（第3号において「知事等」という。）及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和59年沖縄県条例第27号）第1条に規定する秘書（第3号において「秘書」という。）をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第57号）又は沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号）の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める」とする。

（人事委員会規則への委任）

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正)

5 次に掲げる条例の規定中「100分の130」を「100分の122.5」に改める。

- (1) 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第42号）第5条第2項
- (2) 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例第7条
- (3) 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例第4条

令和4年3月1日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 理 由

人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の期末手当の支給割合を改定する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例の一部を改正する 条例

沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例（平成24年沖縄県条例第77号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成34年3月31日」を「令和14年3月31日」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年3月1日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 理 由

特定駐留軍用地及び特定駐留軍用地跡地内における土地を取得するための事業を引き続き実施するため、沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業基金の設置期間を延長する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

